

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年8月6日（受付は同年8月7日）、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年8月21日、実施機関は、本件請求に対して、「対象文書不存在のため」として、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月22日（受付は同年8月25日）、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

「拒否理由の対象文書不存在」決定を取り消し、法務局岩出出張所長と契約した「那賀郡岩出町平成15年度、16年度、17年度にわたる地籍調査の成果に誤りがあった事による修正する」岩出市職員の確認書開示請求不存在は記載を確認しているので不存在は嘘である。

第4 異議申立ての理由

法務局岩出出張所長及び立ち会いをした国民らが複数で確認した契約は取り消しができない。

仮に審査会で不存在が「妥当」と結論されても、岩出市土木課職員の一人が記録したことを確認しているので、メモであっても、岩出市土木課職員の一人は書記として参加したため公文書として公式にみとめる根拠がある。

第5 実施機関の説明

- 1 異議申立人は、平成27年7月22日に和歌山地方法務局岩出出張所において和歌山地方法務局岩出出張所所長及び実施機関の職員二人並びに異議申立人とで行った話合い（以下「話合い」という。）で岩出市船戸の一部

地区において地番の移動があることを確認して３者間で合意したと主張しているが、そのような確認や合意はしておらず、異議申立人が主張するような確認書は作成していない。

- 2 実施機関の職員の一人が話し合いにおいて聞き取った内容を個人的に所有するノートにメモ書きしたもの（以下「個人メモ」という。）は存在するが、これには異議申立人が主張するような内容の記載はない。
- 3 この個人メモのほか、話し合いの内容について上司に報告するため、その内容を記録して上司の供覧に供した文書（以下「記録簿」という。）は作成して存在するが、これにも異議申立人が主張するような内容の記載はない。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった文書について

異議申立人は、話し合いで岩出市船戸の一部地区において地番の移動があることを確認して３者間で合意しており、実施機関の職員の一人がその内容を記録した文書を作成したとして、この文書の公開を求めている。一方、実施機関は、異議申立人が主張するような確認や合意はしておらず、異議申立人の主張するような内容を記録した文書は作成していないとしている。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 審査会は、条例第13条に規定されているように実施機関が行う公文書の公開可否決定等に係る判断の妥当性について審査を行う機関であり、地番の移動についての確認や合意をしたか否かの事実の有無についての判断を行うものではないところ、本件請求の対象となった文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。
 - (2) 異議申立人の主張と実施機関の説明を合せて考えると、異議申立人が作成したと主張する文書は個人メモであると推認できるところ、個人メモについて内容を確認したが、異議申立人が主張するような内容の記述や当該記述を削除したような痕跡は確認できなかった。
 - (3) 記録簿についても内容を確認したが、異議申立人が主張するような内容の記述は確認できなかったことから、異議申立人が主張するような文書は存在しないとする実施機関の説明に、不合理な点はないと認められる。
 - (4) よって、実施機関が行った本件処分は、妥当である。
- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地籍調査事務に関して種々の主張をしているが、

当審査会は、条例第１３条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第７ 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H27・11・30	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H27・12・1	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H27・12・16	実施機関からの弁明書（正副２通）の受理
H27・12・22	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼
H28・1・4	異議申立人からの反論書（正副２通）の受理
H28・1・6	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・1・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容
平成２７年７月２９日（水）頃法務局岩出出張所にて、所長と岩出市土木課地籍室職員二人、申立人で打合せ、岩出市大字船戸の一部（４０３）地籍図に上三毛からの地番の移動あることを確認し、三者間で合意した。当該職員の一人が確認書を作用した。この確認書の開示。